

■ 計画素案に対する市民意見

計画素案を公表し、市民から意見を募集しました。募集期間中に寄せられたご意見については、意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をとりまとめるとともに、計画に反映できるものは計画内容を変更しました。

なお、意見の募集に当たっては、一般用（高校生以上向け）の資料に加え、小・中学生向けの資料を作成し、各学校を通して小学校4年生以上の全児童・生徒に配布し、子どもが意見を提出しやすいものとなりました。

1 市民意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

平成22年12月17日（金）～平成23年1月26日（水）

(2) 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページからの送信

(3) 主な資料配布場所

子ども未来局子どもの権利推進課、市役所本庁舎（1階ロビー、2階行政情報課）、各区役所広聴係、各まちづくりセンターなど

2 意見結果

(1) 意見提出者数 大人47人（団体3含む）、子ども272人

(2) 意見件数 大人117件、子ども369件

(3) 意見提出者内訳

区分	大人	
	提出者数	構成比
10歳代	0	0%
20歳代	4	8.5%
30歳代	10	21.3%
40歳代	8	17.0%
50歳代	9	19.1%
60歳代	4	8.5%
70歳代	3	6.4%
80歳代	1	2.1%
不明	5	10.6%
団体	3	6.4%
合計	47	100.0%

区分	子ども	
	提出者数	構成比
小学生	123	45.2%
中学生	140	51.5%
16歳以上	1	0.4%
不明	8	2.9%
合計	272	100.0%

(4) 意見の内訳

区分	意見件数	
	大人	子ども
第1章 計画の策定に当たって	3	—
第2章 現状と課題	9	—
第3章 基本目標及び基本理念	4	—
第4章 基本施策	82	353
基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進	(21)	(80)
基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり	(37)	(97)
基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済	(17)	(127)
基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上	(7)	(49)
第5章 計画の推進と評価	5	—
その他、計画全体への意見	14	16
合計	117	369

3 計画素案からの修正点

修正点 1

該当項目	基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」(19 ページ)
修正理由	子どもの意見表明・参加の促進に関して、子どもからは、「一部の子どもだけではなく、広く子どもの意見を聞いてほしい。」といった趣旨の声がありました。このことは、重要な視点であり、参加の具体的な場面において、より多くの子どもが意見を述べたり関わったりできるよう取り組む必要があることから、御意見を踏まえてその趣旨を盛り込みました。
修正後	子どもに関係するさまざまな場面において意見表明、参加を保障することは、権利条例の目的である子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながります。 また、市政においても、子どもが市民の一人として、大人と共にまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識する中で、子どもに関わる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。 こうしたことから、市政におけるさまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援します。子どもの参加を進めるに当たっては、より多くの子どもが意見を述べ、事業に関わることができるよう取り組んでいきます。

修正点 2

該当項目 ①	基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」 ○地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援 (21 ページ)
該当項目 ②	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり (27、28 ページ)
修正理由	関係機関との連携や地域における取組に関する記述について、関係団体を具体的に示したほうがよいという意見や地域の育成団体の活用を求める意見、町内会組織等の地域社会が子どもに目を向け、対策を講じることで、虐待や体罰・非行は少なくなるという意見をいただきました。こうした御意見を踏まえ、地域との取組に特に関わりが深いと考えられる 2 か所について具体的に例示を行い、さらに、地域の取組として挙げている具体的な取組の中に健全育成に関する取組についても追加しました。
修正後①	例えば、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会など、地域団体が行っている行事やボランティア活動、子どもと大人が共に地域課題の解決に向けて話し合う場など、(後略)
修正後②	そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。 (併せて、「第 4 章 基本施策」の「5 計画に関連する主な取組や事業」「心豊かな青少年を育む札幌市民運動」(46 ページ)を計画本文の「主な取組」欄にも掲載)

修正点 3

該当項目 ①	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援（25 ページ）の主な取組
該当項目 ②	基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」 基本施策 1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 ○児童虐待への対応（31 ページ）の主な取組【再掲】
修正理由	児童虐待への対応に関する具体的な対策については、「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき実施していくこととしていますが、市民の皆様からも、児童相談所の機能強化や関係機関等との連携強化、さらには、地域との連携などについて御意見をいただいています。これらの意見や同プランの検討経過等を踏まえ、児童虐待に関する基本的な考え方を明記しました。
修正後①	◆「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進 — 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称) 区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。(子ども未来局、各区)
修正後②	◆「(仮称) オレンジリボン協力員制度」の創設 — 従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「(仮称) オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や町内会、商店街なども気軽に参加してもらい、身近な社会資源や地域力を高め、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。(子ども未来局)

修正点 4

該当項目	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり（26 ページ）
修正理由	不登校の児童生徒に関する対策については、フリースクール等の民間施設との連携に関して、さまざまな御意見をいただきました。また、子どもからも、フリースクールに安心して通えるようにしてほしいなどの声をいただいています。こうした御意見を踏まえ、札幌市としても、民間施設との連携等に関する取組をより具体的に分かりやすく示す必要があると考え、必要な修正を行いました。
修正後	◆ フリースクールなど民間施設との連携 — 教育委員会が開催する研修会等にフリースクールなどの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び掛けるなど、情報交換や連携を進めます。(教育委員会) ◆ フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進 — フリースクールなどの民間施設に対する、運営などに関する支援や協働による事業の実施などの支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進めます。(子ども未来局)

修正点 5

該当項目	基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」 基本施策 1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 ○子どもの権利に関する相談及び救済（30 ページ）の主な取組
修正理由	子どもアシストセンターについては、多くの子どもから、好意的な声が寄せられましたが、その中には、「悩みを相談したところで何が変わるのか分からない」、「相談しづらそう」といった意見もありました。こうした意見を踏まえて、子どもアシストセンターが、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き取り組んでいくことについて明記しました。
修正後	◆ 子どもアシストセンターの運営 — 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）が、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいきます。また、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。(子ども未来局)

■ 札幌市子どもの権利委員会委員名簿

(委員長)	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学法学部 教授
(副委員長)	はら 原	あつこ 敦子	札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長
	あわの 栗野	まさのり 正紀	公募委員
	いど 井戸	あゆみ	公募委員【高校生】
	おかむら 岡村	けいこ 恵子	公募委員
	おぐり 小栗	かき 佳姫	公募委員【高校生（就任時）】
	かじい 梶井	しょうこ 祥子	北海道武蔵女子短期大学 教授
	ごとう 後藤	ふみひろ 文裕	札幌市中学校長会事務局次長
	たかむき 高向	よしのぶ 善信	札幌市小学校長会副会長
	なかで 中出	ももか 百香	公募委員【高校生】
	はた 秦	なおき 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長
	ふなき 舩木	みつこ 光子	栄西地区民生委員児童委員協議会 会長
	やまもと 山本	きよかず 清和	札幌市PTA協議会 会長
	よこかわ 横川	まりこ 真理子	公募委員

(敬称略、正・副委員長を除き五十音順)

■ 計画策定の経過

日程	札幌市関係	市民意見関係
21年11月30日		第1回子どもの権利委員会 委嘱・諮問
22年1月25日		第2回子どもの権利委員会
2月9日		第3回子どもの権利委員会
3月1日～17日	子どもに関する実態・意識調査	
4月27日		第4回子どもの権利委員会
6月14日		第5回子どもの権利委員会
7月5日		第6回子どもの権利委員会
7月9日		外国籍の子どもとの意見交換
7月13日		第7回子どもの権利委員会
7月14日	子どもの権利総合推進本部 第1回関係部長会議	
7月21日		外国籍の児童を含む子ども・学校運営への参加に取り組んでいる高校生との意見交換
8月2日、4日		平成21年度子ども議会子ども議員との意見交換
7月23日	第1回子どもの権利総合推進本部会議	
8月23日		第8回子どもの権利委員会
8月26日	子どもの権利総合推進本部 第1回関係課長会議	
9月13日		第9回子どもの権利委員会
9月28日		第10回子どもの権利委員会
9月末 ～10月15日	子どもに関する実態・意識調査（障がいの ある子ども）	
10月18日		答申書手交
10月27日		フリースクールなど民間施設に通う子どもとの 意見交換
10月29日	子どもの権利総合推進本部 第2回関係課長会議	
11月5日		フリースクールなど民間施設に通う子どもとの 意見交換
11月9日	子どもの権利総合推進本部 第2回関係部長会議 (兼 企画調整会議幹事会<部長会議>)	
11月19日	第2回子どもの権利総合推進本部会議 (兼 企画調整会議<局長会議>)	
11月25日	市長副市長会議	
計画の素案決定		
11月30日		外国籍の子どもとの意見交換
12月9日		市議会文教委員会へ報告
12月15日		子どもの権利委員会委員への素案の報告及び意 見交換
12月16日		学校運営への参加に取り組んでいる高校生との 意見交換
12月17日～ 23年1月26日		素案の公表、市民意見の募集
1月15日		平成22年度子ども議会子ども議員との意見交換
1月21日		外国籍の児童を含む子どもとの意見交換
2月21日	子どもの権利総合推進本部 第3回関係部長会議	
2月23日		第11回札幌市子どもの権利委員会
計画の完成・公表・配布		

発行：平成23年3月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 ファックス：011-211-2943

電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ（子どもの権利のページ）

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
01-G01-10-1422
22-1-93